

さいたま市告示第837号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年5月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字南下新井字妙見1214番4、同番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
- 3 許可番号
令和7年2月21日
第開 - N2024161号
- 4 検査済証番号
令和7年5月14日
第完 - N2024161号